御前崎市結婚新生活支援補助金　チェックリスト

申請者

**※下記事項の全てが確認できない場合は、補助金の対象となりません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　事　項 | 確認したらチェック☑ |
| 婚姻届を提出し、受理された日が令和２年１月１日から令和３年３月31日までの間であるか。 | □ 期間内である（令和　　年　　月　　日） |
| 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であるか。 | □ 34歳以下である（ 夫　 　歳、妻　 　歳 ） |
| 夫婦のいずれかが契約した住宅であるか。 | □ 夫婦いずれかの契約である（　　夫　・　妻　　） |
| 結婚を機に住居を購入または賃貸等をした時期が令和２年１月１日から令和３年３月31日までの間であるか。 | □ 期間内である（令和　　年　　月　　日） |
| 住居手当の額が賃貸等の金額を上回っていないか。 | □ 上回っていない |
| 結婚を機に行われた引越しの時期とその支払いは令和２年１月１日から令和３年３月31日までの間であるか。 | □ 期間内である（令和　　年　　月　　日） |
| 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間の夫婦合計所得が340万円未満である。ただし、申請時に無職の場合は所得なしとして算出する。また、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。 | □ 340万円未満である夫の所得（　　　　　　　）妻の所得（　　　　　　　）奨学金の年間返済額　　　　 （△　　　　　　）合計所得（　　　　　　　） |
| 対象となる住居が市内にあるか。 | □ 住居が市内にある |
| 申請する夫婦の双方または一方の住所が対象住居にあるか。 | □ 住所が対象住居にある |
| 他の公的制度による家賃補助を受けていないか。 | □ 受けていない |
| 過去にこの補助金を受けていないか。 | □ 受けていない |

**＜所得の確認方法＞**



給与所得者の所得金額は源泉徴収票「給与所得控除後の金額」欄にて確認できます。ただし、２か所以上から給与をもらっている場合等、給与所得者であってもこの方法では確認できないことがあります。